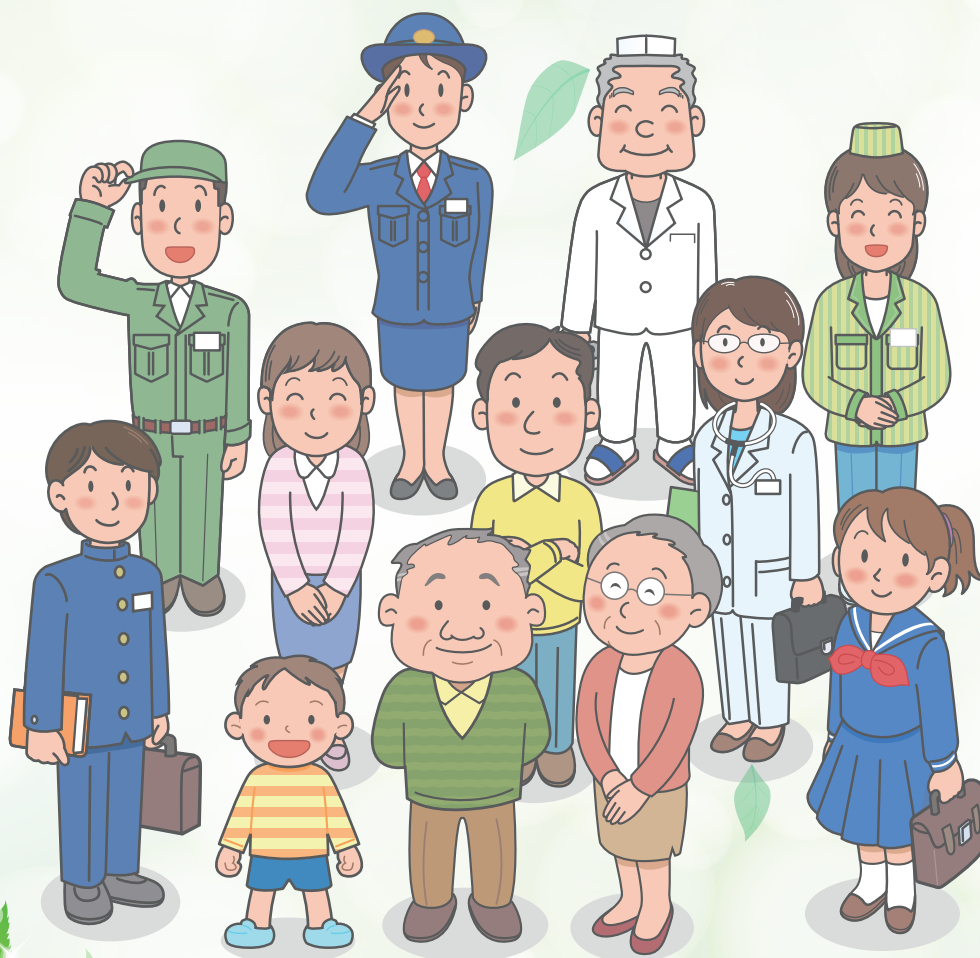


平生町高齢者福祉計画 (老人福祉計画・第9期介護保険事業計画)

令和6(2024)~8(2026)年度

概要版



令和6年3月

平生町

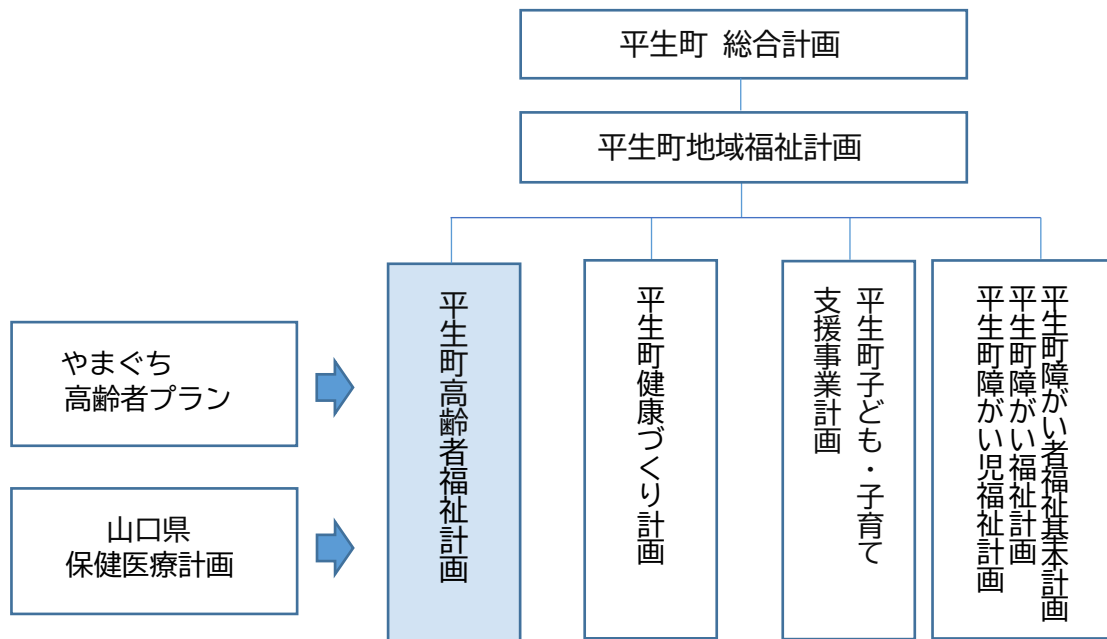
1. 計画策定の趣旨

平生町では、「介護が必要となってもその人らしく暮らし続けることができる地域社会の構築」を目標に、「平生町介護保険事業計画」を策定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた取組を進めてきました。

本町では、これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や町における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、「第9期平生町介護保険事業計画」(以下、「本計画」と言う。)を策定します。

2. 計画の位置付け

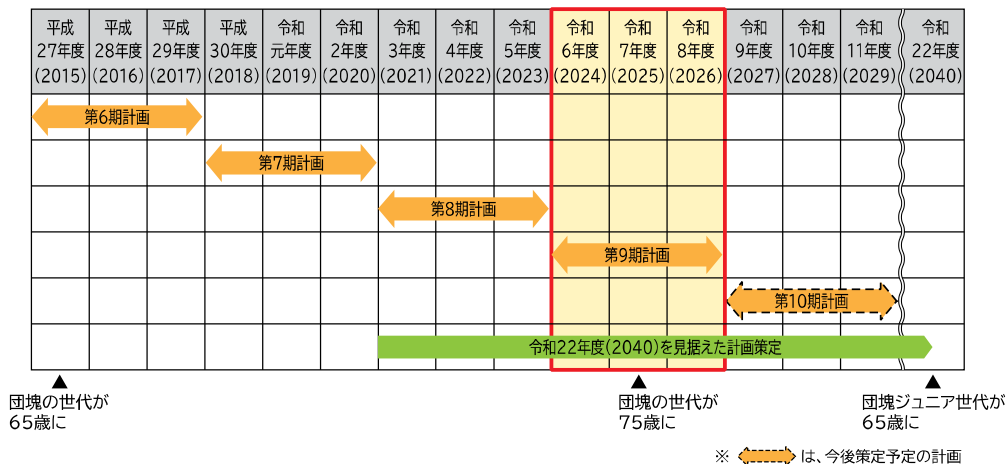
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、「平生町高齢者福祉計画」として策定します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

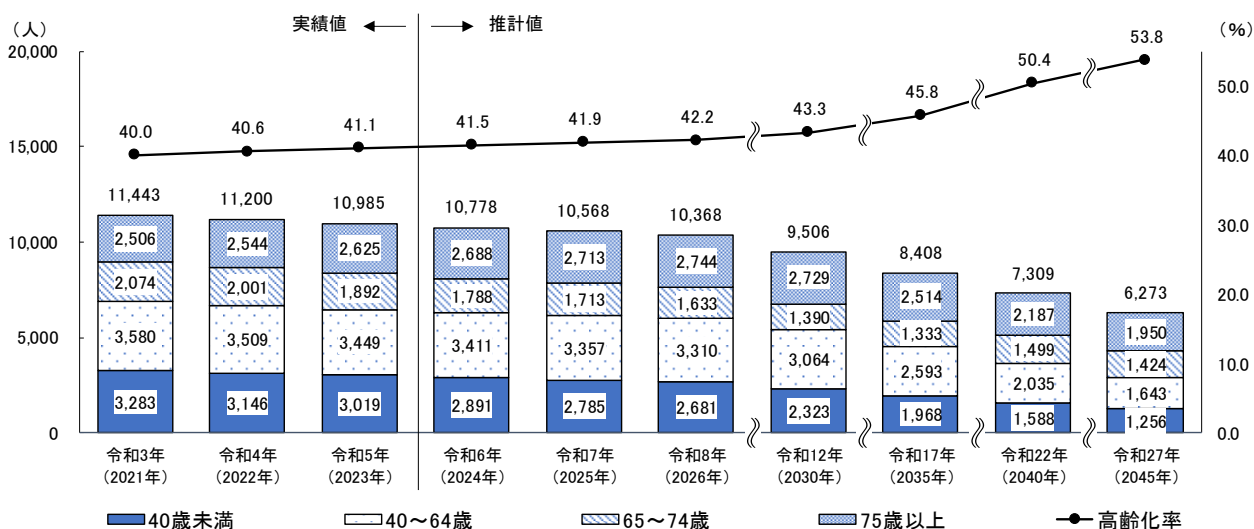
計画期間中に団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることとなり、高齢者の生活を支える介護保険制度であり続けるために、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計しながら各施策の展開を図ります。



4. 高齢者を取り巻く状況

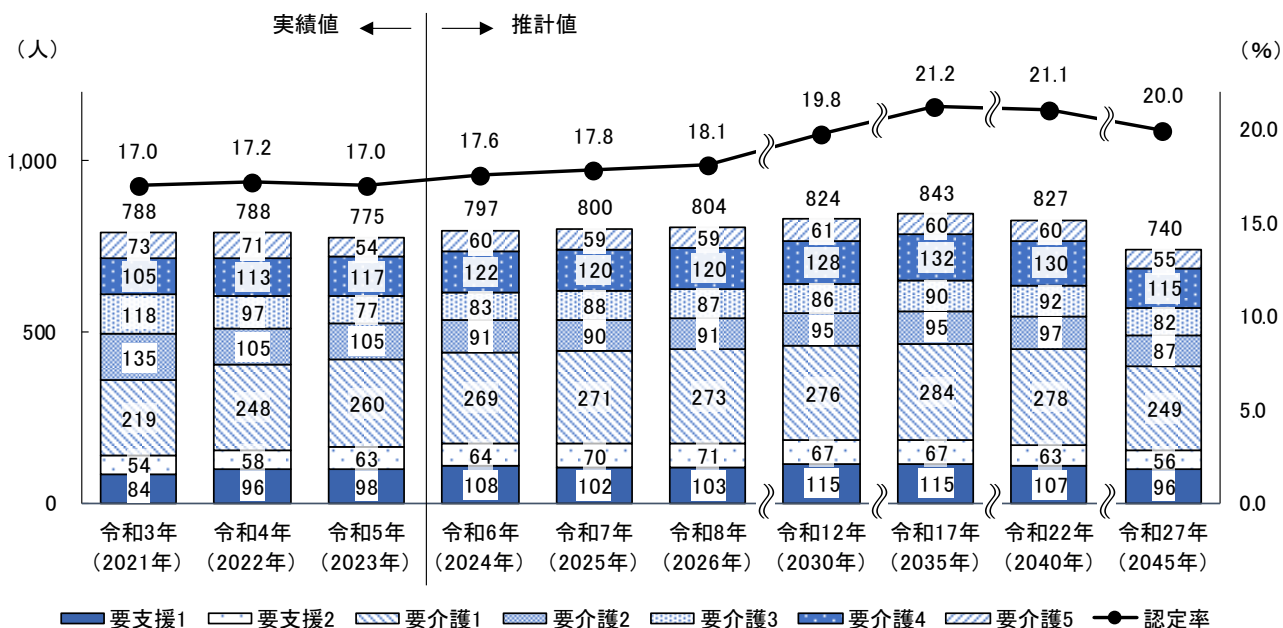
(1) 高齢者人口の推移と推計

住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による人口推計をみると、令和5(2023)年10月1日時点では、総人口が10,985人で、高齢化率は41.1%となっていますが、令和7(2025)年には、総人口が10,568人で、高齢化率は、41.9%となり、令和22(2040)年には、総人口が7,309人で、高齢化率は50.4%と推計されます。



(2) 要介護(要支援)認定者数の推移と推計

要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率ともに、しばらく増加が続くとみられますが、やがて高齢者人口の減少に伴って減少に転じます。



資料:実績値は介護保険状況報告(各年9月末)、推計値は見える化システム

5. 計画の体系

基本理念 「生涯安心なまちづくり」

基本方針	重点項目
1 介護予防・健康づくり等の推進	(1) 介護予防・健康づくりの推進 (2) 自立支援・重度化予防の推進 (3) 高齢者の社会参加・生きがいの推進
2 地域包括ケアシステムの推進	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域共生社会の推進 (3) 医療・介護連携の強化 (4) 生活支援体制の推進 (5) 防災・感染症対策の推進
3 認知症「共生」・「予防」の推進	(1) 認知症「共生」と「予防」の推進 (2) 早期発見・早期対応の体制強化 (3) 認知症家族支援
4 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新	(1) 量的拡充・質の向上 (2) 介護人材の確保・育成 (3) 介護事務の効率化・現場の効率化 (4) 保険者機能の強化

6. 具体的施策

(1) 介護予防・健康づくり等の推進

高齢者の健康と生活の質を向上させるために、要介護や要支援状態を予防し、健康寿命を延ばす生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

また、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、要介護状態を防ぐためのフレイル対策の重要性を積極的に啓発し、介護予防の取組を推進します。

項目	実施内容	担当課
保険事業と介護予防の一体的実施	高齢者が健康状態に関心を持ち、フレイル予防の重要性について浸透を図るため、訪問等の個別支援と通いの場等の集団支援を行います。	健康保険課
フレイル*予防の推進	問診式のフレイルチェックを行うことで、フレイルの早期発見や栄養指導等の動機付けにつなげます。フレイルに関する啓発や指導を行います。	健康保険課
通いの場の設置・支援	「いきいき百歳体操」による通いの場づくりを普及することにより、地域主体による介護予防につなげます。保健師や地域施設の理学療法士等の専門職による指導を行い、通いの場の活動の支援を行います。	健康保険課

(2) 地域包括ケアシステムの推進

障がい者や子ども、生活困窮者に関わる行政機関や支援機関、医療・保健・福祉・介護等の各専門職並びに地域住民と共通認識を持つことで互いに連携し、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域における複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を進めます。

項目	実施内容	担当課(連携先)
相談支援体制の充実	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活できるように、地域包括支援センターを核とした総合相談支援体制を充実させ高齢者やその家族が気軽に相談することができる支援体制の充実を図ります。	健康保険課 (地域包括支援センター)
重層的支援体制整備事業の推進	属性や世代を問わない相談の受け止めができるよう、重層的支援体制の構築を推進します。町の各部署同士の連携を強化し、研修や協議の場を促進していきます。	町民福祉課 健康保険課
在宅医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者を対象に、多職種連携等に関する参加型の研修を通じて、医療・介護それぞれの課題を共有し、連携強化を図ります。	健康保険課
移動支援サービスの整備	通院や買い物等の外出が困難となる高齢者や孤立している高齢者の移動支援を地域団体にて実施していますが、民間事業者やライドシェア等を活用した取組も検討します。	地域振興課 健康保険課

(3) 認知症「共生」・「予防」の推進

令和5年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

認知症の人やその家族が孤立することなく、自宅や地域で役割を持ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症への社会の理解を深め、認知症を支える体制整備及び認知症の人やその家族への支援体制を構築します。

項目	実施内容	担当課(連携先)
認知症「共生」に関する啓発	研修を受講した認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センター等と連携を図りながら、地域の認知症高齢者やその家族の見守りや支援のほか、認知症高齢者の介護方法や関わり方等、正しい対応方法等の理解促進のための啓発活動を行います。	健康保険課 (地域包括支援センター)
若年性認知症支援	若年性認知症になった人が早い段階で適切な支援に結びつくよう普及啓発を進めるとともに、介護保険・障がい者福祉をはじめとした適切な福祉サービスの利用につながるよう支援しています。	健康保険課 (地域包括支援センター)
認知症カフェの支援	認知症の人とその家族、地域住民等誰もが参加でき、集うことができる認知症カフェの運営を支援します。 支援を必要とする人、地域で支援している人にも広く情報が行き届くよう町広報、町ホームページ等で積極的に周知します。	健康保険課 (社会福祉協議会) (地域包括支援センター)

(4) 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

高齢者が生きがいを感じ安心して生活をするように、高齢者の暮らしを地域全体で支える社会の仕組みが必要です。そのためにも、介護が必要な高齢者を支えるサービス事業者が地域で事業を継続し、そこで働く介護人材を継続的に確保することが重要になります。

持続可能な介護保険制度の運営のため、質の向上、介護人材の確保、介護保険事業の適切な運営を図ります。

項目	実施内容	担当課
自己評価・外部評価の実施	介護サービス事業所へ自己評価・外部評価によるサービス改善の取組を推進します。	健康保険課

○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくり

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護現場の職員が適切なケア技術を発揮し、利用者やその家族から尊重され、安心して働ける環境が大事です。介護事業に携わる従事者が働きやすく、すぐに相談・報告ができる環境を構築することや就労環境の改善に関する情報提供を行う等の支援を行います。

7. 第9期計画の目標値

■指標の設定

項目	令和5(2023)年現状	令和8(2026)年目標
1.介護予防・健康づくり等の推進		
一体的事業の実施	(集団支援) 5 か所 (個別支援) 31 人/年	(集団支援) 10 か所 (個別支援) 50 人/年
介護予防教室	4 か所	4 か所
通いの場の数	(いきいきサロン) 35 か所 (いきいき百歳体操) 25 か所	(いきいきサロン) 37 か所 (いきいき百歳体操) 27 か所
フレイル健診実施率	40.0%	45.0%
2.地域包括ケアシステムの推進		
地域課題の検討する地域 ケア会議の開催	12 回/年開催	12 回/年開催
生活支援体制の整備	—	移動支援サービスの整備
3.認知症「共生」・「予防」の推進		
認知症カフェ	参加人数 5 人	参加人数 10 人
認知症高齢者見守り事業	協力者 233 人 登録者 1 人	協力者 300 人 登録者 10 人
チームオレンジコーディネーター	0 人	1 人
4.持続可能な制度の再構築・介護現場の革新		
職員の適正化業務関連研修	研修受講 1/年	研修受講 1/年
住宅改修の現地確認	年間 1 回	年間 1 回

8. 介護保険料

第9期介護保険事業計画期間の介護保険料は、次の通り設定します。

第1号被保険者 保険料基準月額	5,050 円
--------------------	---------

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)	
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	0.455 (0.285)	27,570 円 (17,270 円)	
第2段階	世帯全員が 町民税非課税	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の方	0.685 (0.485)	41,510 円 (29,390 円)
第3段階		第1・2段階に該当しない方	0.69 (0.685)	41,810 円 (41,510 円)
第4段階	本人が町民税非課税 (世帯の中に町民税 が課税されている方 がいる)	前年の課税年金収入額とその他合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	0.90	54,540 円
第5段階 [基準額]		第4段階に該当しない方	1.00	60,600 円
第6段階	本人が 町民税課税	前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 120 万円未満の方	1.20	72,720 円
第7段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	78,780 円
第8段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	90,900 円
第9段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 320 万円以上 420 万円未満の方	1.70	103,020 円
第10段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 420 万円以上 520 万円未満の方	1.90	115,140 円
第11段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 520 万円以上 620 万円未満の方	2.10	127,260 円
第12段階		前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 620 万円以上 720 万円未満の方	2.30	139,380 円
第13段階	前年の合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額が 720 万円以上の方	2.40	145,440 円	

*介護保険料の低所得者軽減強化について

第1～3段階の()内は軽減後の額。

今後も介護保険料の上昇が見込まれる中、低所得者の負担も増えていくことから、保険料軽減強化のために公費を投入し、負担割合を引き下げます。

平生町高齢者福祉計画(老人福祉計画・第9期介護保険事業計画)に関するお問い合わせ先

平生町健康保険課 〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210 番地の 1
TEL:0820-56-7115 FAX:0820-56-7116